

# 流動資産担保融資保証制度の運用改善内容(平成19年8月)

- ① 手形貸付の方式に加え、根保証による当座貸越方式を追加
- ②極度額(貸付金額)の引き上げ  
1億1100万円 → 2億5000万円 (在庫を担保とする場合を含む。)
- ③第三債務者からの振込を返済専用口座に限定する運用を見直し、既存の振込口座のままでも可とする。
- ④売掛債権の拡大  
売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診察報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権にファイナンスリース債権を加える。

注:リース会計の変更に伴い、ファイナンシャルリースは、会計上、割賦販売と同様の取扱となっている。